

鹿児島県水産技術開発センターにおける公的研究費不正防止対策の基本方針

平成28年4月1日
水産技術開発センター所長

「鹿児島県水産技術開発センターにおける公的研究費の適正な取扱いに関する規程」第3条第1項（1）の不正防止対策の基本方針については次のとおりとする。

- 1 不正防止対策に関するセンター内の責任体制を明確にする。
- 2 公的研究費の適正な運営・管理の基盤となる環境を整備する。
- 3 不正を発生させる要因を把握し、不正の防止・改善を図る。
- 4 公的研究費の適正な運営・管理による適切な予算執行を行う。
- 5 情報の伝達を確保する体制を確立する。
- 6 モニタリングによる不正防止の監視体制を構築する。